

故意の危険運転で人を死亡させた場合に適用される危険運転致死罪は二十一日に始まる裁判員制度の対象事件だ。ただ、飲酒運転ならすべて「危険運転」に当たるわけではなく、適用の是非を巡り法律家の間でも意見が分かれるケースは多い。裁判員として審理する市民は難しい判断を迫られ

危険運転致死罪

裁判員、判断難しく

ることになり、司法関係者は明確な基準を示す必要がありそうだ。

刑法の条文では「アルコールや薬物の影響で正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ、人を死亡させた場合などに危険運転致死罪が適用される。しかし、交通裁判に詳しい高山俊九州大学法学研究院の内田吉弁護士によると、危険運転致死罪が新設された二〇〇一年からの一年間で同罪が適用されたのは、事故後官でも判断が分かれる」との飲酒検知で呼気アルコール濃度が一リットル当たり〇・三

明確な基準なく

〇・九ミリグラムの範囲という。危険運転か否かが、法令や判例などで客観的な数字で線引きされているわけではない。福岡高裁判決について同弁護士は「飲酒運転を厳罰化しようとする結論ありきの判決」と批判する。適用基準が明確でないにもかかわらず、危険運転致死罪の法定刑の上限は懲役二十年。〇七年に新設された自動車運転過失致死罪の上限の懲役七年に比べ、格段に重い刑罰が科される。裁判員として刑事裁判に参加することになった市民には、少しでも酒を飲んで運転すれば「正常な運転は困難」と考える人も多いため、早急に明確な基準を示すべきだ」としている。

間では、殺人罪や傷害致死罪と同様に故意犯とみなす危険運転致死罪について「慎重に適用すべきだ」との意見が根強い。

内田教授は「裁判員が危険運転」か否かを判断するのは難しい。これまでの判例を分かりやすく示すなど